

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成21年12月18日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	21番	坂 下 勝 保 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消 防 長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君

兼財政課長		兼環境課長	
健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長	神 谷 巳代志 君
兼高齢者福祉課長		兼保険年金課長	
経済建設部次長	柴 田 二三夫 君	総務課長	塚 本 邦 広 君
兼都市計画課長			
代表監査委員	古 橋 洋 一 君	監査委員事務局長	高 橋 芳 行 君

## 5. 議事日程

### (1) 諸報告

### (2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

- 議案第 76 号 財産の買入れについて(小学校教職員用パソコン機器)
- 議案第 77 号 市道の路線認定について
- 議案第 78 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について
- 議案第 79 号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 80 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第 81 号 愛知中部水道企業団規約の変更について
- 議案第 82 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について
- 議案第 83 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第 84 号 平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 85 号 平成 21 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 86 号 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

### (3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

- 請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願
- 請願第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願

### (4) 意見書案第6号 改正貸金業の早期完全施行等を求める意見書

## 6. 本日の会議に付した案件

### (1) 諸報告

### (2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 76 号から議案第 86 号まで

### (3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第1号及び請願第2号

- (4) 意見書案第6号
- (5) 議員提出議案第1号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (6) 意見書案第7号 地方議会議員年金制度に関する意見書

午前10時開議

#### No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

山田英明議会運営委員長。

#### No.3 ○議会運営委員長(山田英明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の協議結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時 30 分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、議員より意見書案第6号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

なお、今期定例会の会議録署名議員につきましては、去る 11 月 30 日の指名の際に、指名議員がみえませんでしたので、申し合わせの順序に従いまして、15番 山盛左千江議員を追加指名することといたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.4 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

厚生常任委員会に付託しておりました陳情第5号について、お手元に配付をいたしまし

たとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

毛受明宏厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.5 ○厚生常任委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、厚生常任委員会に付託されました、陳情第5号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情についての審査経過と結果についてご報告いたします。

去る12月10日午前10時より開催されました厚生常任委員会において、付託議案の審査終了後に本陳情を審査いたしました。

理事者による状況等の説明はなく、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論としては、いい入れ歯は自費になり、歯は食生活に重要であり、保険範囲を広げる必要があり、採択することに賛成する。

次に、保険制度の中で十分対応ができる。難しい問題ではあるが、医療費がもたない。よって、不採択とするとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第5号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました陳情第5号の審査経過と結果についての報告を終わります。

#### No.6 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情第5号について採決に入ります。

陳情第5号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第5号についてお諮りいたします。

陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.7 ○議長(坂下勝保議員)

賛成少数であります。よって、陳情第5号は不採択と決しました。

以上で、諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第76号から議案第86号までの11議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、

各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について、それぞれ各委員長より報告を願います。

初めに石橋敏明総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.8 ○総務文教常任委員長(石橋敏明議員)

おはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、総務文教常任委員会の審査内容と結果についてご報告を申し上げます。

去る12月9日午前10時より、委員会委員全員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、本委員会に付託されました議案5件を審査いたしました。

以下、議案に従い審査結果をご報告いたします。

初めに議案第76号 財産の買入れについて(小学校教職員用パソコン機器)を議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

デフレ経済で安価になったと思われる。機種指定ではなく、機能と能力のみで入札のため、競争原理が働いたと思われる。

また、指名業者の中に、法外な金額で応札した業者が2社あったが、特に事情聴取はしていません。今後は、同種の入札、見積もり徴集の際には、適切に対応したいと考えておりますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

賛成討論として、市場価格に対して約63%の削減ができた。予算から見ても、かなり安価になったことは評価したいとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第76号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 豊明市事務分掌条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、議会に関することは、現在の機構の中では総務課で扱っており、総務課をそのまま市民生活部の中に移動させたもので、特に支障はないと思う。

また、今後の職員の減少に備えた効率的な組織として、部、課を統合して1部5課の削減を行いました。

業務の集中化などの将来展望による重要度に即して、企画部3課と財政課を統合して、行政経営部としました。

市民ニーズに迅速に対応できるように、窓口業務を市民生活部に統合しました。

特に新たにということではありませんなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論としては、職員が減少するので縮小すると理解している。

平成 16 年の機構改革では、役職につく年齢の職員が増えたため、補佐や係長を増やした。

本来、機構とは、職員の人数の多少にかかわらず、市民サービスを目指すべきであり、職員の数に合わせた機構改革は好ましくない。職員数に合わせた機構改革は避けるよう要望して賛成討論とする。

次に、今回の機構改革は、スリム化と応援体制の強化の2点ではうまくできていると思う。今の段階では、この案に賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 78 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 79 号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 79 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 80 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、組合議会の議員は、全体の定数の中で総合的に決めたと聞いています。

組合議員でないので、協議の部分は参加していませんが、市側三河部の1人増員を受け、市側尾張部も均衡を図るため、1人増員した。

町村側は、平成の大合併により町村数が激減のため、郡を単位とした選挙区の維持が困難となり、市側と同様に、尾張部と三河部の2区制として定数を整備しましたとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

議案の中身は賛成するが、きちんと調べて答弁できるよう要望するとの賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 80 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 83 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、校舎等改修工事設計委託料の小学校7本分、中学校4本分はすべて入札。

工事の設計委託は、すべての業者が異なっています。

また、要保護、準要保護就学援助費の対象者は、当初は 130 名を見込んでいたが、1 学期末で 6 名増え、136 名となった。

2 学期末までの窓口などでの相談を含めて、11 名の増加を見込み、最終的には 147 名の見込みですなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

財政の運営について大変危惧するところがある。

歳入で借金を 1 億 1,000 万円増やし、翌年度の予算編成のために 1 億 9,000 万円を積み立てている。

今やるべきことをしっかり考え、今後の行政経営に当たってほしいことを要望して賛成する。

また、基金を積むことはやりくり上手と評価したい。豊明市の財政は、自転車操業的で厳しいことはわかっているが、やりくりの工夫と考え賛成するとの賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 83 号のうち本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査内容と結果の報告を終わります。

#### No.9 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて毛受明宏厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.10 ○厚生常任委員長(毛受明宏議員)

議長のご指名をいただきましたので、厚生常任委員会に付託されました議案の審査内容と結果について報告いたします。

去る 12 月 10 日午前 10 時より、厚生常任委員全員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催し、5 案件とも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 81 号 愛知中部水道企業団規約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 81 号 愛知中部水道企業団規約の変更については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 82 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 82 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 83 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第 6 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、保育人件費は、給与改定の 0.35 月減も含まれる。

清掃人件費は、3 月に 1 名退職したため減額し、諸手当は人事院勧告も含まれていません。

清掃人件費 1 名減は、リサイクル系の職員が出向いて対応しており、超勤は増えていません。

休日診療所運営事業については、医師 1 日 9 万 6,500 円、薬剤師 1 日 3 万 3,000 円、看護師 1 時間 1,840 円、医療事務 1 時間 1,610 円で、従来の 1 名体制から 2 名体制で行います。

日進市のゆったり工房に入っている人数は現在 23 名で、豊明市は 9 名で、1 名増であります。

生活扶助費の母子加算対象は、12 世帯で、予算は 15 世帯。

住宅扶助費は、120 世帯で 18 世帯の増。

教育扶助費は、現在小学生 11 人、中学生 5 人、予算は小学生 12 人、中学生 6 人。

医療扶助費は、1 人 38 万円が 46 万 5,938 円に増。

生業扶助費は、高校生が 5 人から 6 人に増えました。

民間保育所等委託料の単価アップは、1 人 3,700 円で 32 人の増です。

第 2 次子育て応援特別手当支給事業の廃止については、広報に載せましたが、費用はかかっていません。

全国瞬時警報システム整備事業費について、UPS 無停電電源装置、庁舎内放送接続工事、一般管理費が市の負担で、地震は気象庁から、ミサイルは内閣官房からで、一括して消防庁が発信し、庁舎内しか届きません。

新型インフルエンザワクチン接種費用助成金の支払いは、償還払いであり、申請時に生活保護、非課税世帯を調査しますが、特別なことは考えていません。

生活扶助費母子加算は、当市は 2 級地でカウントし、1 人月額 2 万 1,640 円、2 人目は 1,720 円、3 人以上は 1 人につき 870 円が加算され、対象世帯は現在 12 世帯 19 人ですなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論として、経済不況、新型インフルエンザなど、しっかり対応してほしい。

保育事業の備品について、有効に活用してほしい。必要な予算と認め、賛成討論とす

る。

次に、不況を反映した福祉予算と思う。

新型インフルエンザの対応が間に合わなかったケースもあったと思う。

お金がないから接種できないのでは困る。償還払いに配慮が必要である。

非課税世帯の無料は評価するとの賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第 83 号のうち本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 84 号 平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、3月補正に回したのは、医療費の1カ月分として1億 5,000 万円ですとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、厳しい財政状況下、一般会計から繰り入れし、保険税の値上げを抑えており、評価するとの賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第 84 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 86 号 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、介護認定審査会委員報酬の増額には、認定方法の見直し費用が含まれている。

地域包括支援センター派遣負担金は、職員3名分の諸手当の精査によるものなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 86 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.11 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて三浦桂司経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.12 ○経済建設常任委員長(三浦桂司議員)

議長のご指名を受けましたので、経済建設常任委員会に付託されました議案の審査内

容と結果についてご報告いたします。

去る12月11日午前10時、経済建設常任委員全員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、付託されました全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第77号 市道の路線認定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、名古屋市と豊明市との境界で、名古屋市側は4メートル幅員、豊明市側は2メートル幅員の道路で、今回は豊明市側の2メートル部分を拡幅いたします。

最終的には8.5メートルの道路となり、そのうち、歩道部分は2.5メートルとなります等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第77号 市道の路線認定については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第83号 平成21年度豊明市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、桶狭間古戦場まつりのPR活動については、9人を1チームとして、20日間をかけ、名鉄主要駅、金山、鳴海、有松、前後などにおいて、21年度は2月から3月、22年度は4月から5月にかけて、チラシやポケットティッシュを配布してPRに努めたい。

新規雇用の人件費比率は約50%程度と考えていて、委託先は補正予算が認められたら、入札において決定したい。

有松絞りまつりは合同で実施するが、桶狭間開戦450年で、古戦場まつりを有松と合同で実施するということは、日程等が合わないので豊明市単独で実施していくとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第83号 平成21年度豊明市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第85号 平成21年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略して、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、繰上償還に伴う補償金免除の3カ年の最後となりま

す。今回の繰上償還は2本で、簡保資金のものです。

借りかえを2%の金利で想定すると、約1億4,100万円の削減効果となり、過去2年分との合計は約2億7,400万円となります。

健全化計画においては、今後とも努力していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第85号 平成21年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、経済建設常任委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.13 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で、委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.14 ○議長(坂下勝保議員)

以上で、委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第76号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、山盛左千江議員。

#### No.15 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、議案第76号 財産の買入れについて、賛成の立場で討論いたします。

この内容は、市内9小学校の教員用パソコン221台、プリンタ3台、ターミナルサーバ3台の購入で、契約金額は2,600万円を超えるものです。これで小学校の教員全員に1台ずつパソコンが配置されるということです。

教育委員会が国の2分の1補助事業を見つけ、購入することとなりました。

契約額も、デフレによる影響が大であったとはいえ、競争性が高まるよう仕様を工夫したことで、パソコンについては通常販売価格の41.6%、サーバは66.4%、プリンタは34.5%と安価になりました。

予算と比較しても63%でおさまり、市の負担を760万円抑えられたことは、負担の軽減につながったと評価いたします。

ただ、指名業者の選定については一言申し上げておかなければなりません。

7指名業者のうち、1社は不参加、2社が予算額をも超える額で応札し、そのうち1社は落札額の2.6倍という高額な金額を提示いたしました。全く入札への参加意思が感じられない行為です。

今後、この業者の指名は慎重にするようですが、今回のパソコンの購入には、市場に流通していない教育用のソフトや、またソフトの改修などが含まれていませんから、教育関連業者やシステム会社に指名を限定することなく、一般の家電メーカーも含めてもよかったですのではないかと考えております。

今回の教育委員会の物品購入はよい結果になりました。全課においてもこれを見習い、競争性が発揮されるように常に意識して、入札に臨むよう求めておきたいと思っております。

先ほどプリンタとターミナルサーバを3台と申し上げましたが、失礼いたしました、9台ずつでした。

以上で討論を終わります。

#### No.16 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、一色美智子議員。

#### No.17 ○4番(一色美智子議員)

議案第76号 財産の買入れについて、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論を行います。

政府は今年度補正予算に、経済対策として、学校のエコ化、耐震化、情報化を大胆に進めるスクール・ニューディール構想を発表いたしました。

その一つとして、本市では、教師用のパソコンを豊明小学校を始め、全9小学校に大量に購入することができました。

一時、政権がかわり、今年度の補正予算の見直しで心配をいたしましたが、いち早い当局の対応で、21世紀にふさわしい学校づくりに向けて一歩前進をいたしました。

市場価格よりかなり抑えられたことに評価をいたします。

小学校の教師用のパソコンが非常に不足をしておりましたが、これで教師全員の方に1人に1台のパソコンが配備されました。

このスクール・ニューディール構想は、教育環境の充実のみならず、地域経済への波及効果をもたらし、地域の活性化にも資することが期待されております。

今後も教育環境の充実に向け、積極的な推進をしていただきますようお願いいたします。賛成といたします。

#### No.18 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 76 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

**No.19 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 76 号は委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 77 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 77 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

**No.20 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号は委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 78 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

**No.21 ○22番(前山美恵子議員)**

議案第 78 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について、反対の討論をいたします。  
今回の条例改正では、現在の事務分掌の8部 28 課 71 係を、7部 23 課 64 係に減らす内容であります。

団塊の世代の大量退職が始まり、その退職者に対する補充を極力抑え、自治体をスリム化し、効率的な組織形態にされたとのことであります。

以前もそうでありましたが、機構改革は市の行政改革集中改革プランに沿って改定がされているところであります。

もともと集中改革プランは、05 年に総務省からの新地方行革指針で、各地方公共団体は一層積極的に行革の推進に努めるための計画、集中改革プランをつくることが求められました。

指針には、行政みずからが担う役割を重点化していくこととされ、掲げるべき項目として、事務事業の再編・廃止、民間委託の推進、定員管理の適正化など9項目であり、行政のスリム化が求められました。

特に定員管理の適正化計画においては、平成 22 年における数値目標を掲げることを求められており、本市の集中改革プランもその方向で進められているところであります。

その目指す目標は地方分権や道州制であり、国に外交、軍事、金融などを集中させて、

社会保障や教育などは官から民へとそぎ落とし、自己責任で振り分けていき、国の責任や行政サービスを後退させていくという流れになっています。

今回の事務分掌条例の改正も、この流れと一体のものと言えます。

さて、今回の事務分掌条例の改正は、退職者に合わせて管理者のポストを小さくしました。その分だけ管理職の負担が大きくなりますが、そればかりではなく、管理職の事務が多くなればなるほど複雑化し、煩雑になり、住民要求を丁寧にくみ上げることが難しくなり、行政責任が薄くなってまいります。それは、住民にとって不十分なサービスしか提供されなくなるおそれも出てくることになるでしょう。

また、管理職ポストをスリム化して、こつこつと長年勤められてきた職員の士気を後退させてしまうことにもなります。

このことから住民サービスが後退することが予測され、賛成できるものではありませんので反対といたします。

#### No.22 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、平野龍司議員。

#### No.23 ○7番(平野龍司議員)

議案第 78 号 豊明市事務分掌条例の一部改正につきまして、市政クラブを代表して賛成の立場で討論を申し上げます。

本案は、行政改革の一環として進められるものであります。

主に、今後における職員数の減少に対応していくことなどを目的として再構築するもので、部や課を統合してスリム化を図り、効率的な組織にしていく姿勢は大いに評価するものです。

相羽市長の「体格より体力、体質」を重視したお考えに沿ったものと理解しております。

部、課、係を統廃合して、1部5課7係を削減するという思い切った機構改革が実施されます。

民間出身の市長にとっては、ある意味当然のことであるかもしれませんが、相羽市長の行政改革に対する並々ならぬ意気込みを感じ、その効果に市民は大いに期待するものがあります。

また、今回の機構改革は、組織の縦割りの弊害をなくす努力も見られるところです。

行政においては、目的別に役割を分担したそれぞれの部、課があります。それ自体は必要なものですが、職員は縦割りの意識を捨てて市民の要求にこたえ、市民の満足度を上げなくてはなりません。

そのためには、今回のような一つひとつの積み重ねが大切であろうと思います。この点についても評価するものであります。

しかしながら、課のスケールを大きくして応援体制の強化を図っていくということですが、仕事量が減っているわけではありませんので、職員の負担はますます増大してまいります。

この新機構を上手に回転させるのは職員です。職員の能力向上、意識改革がこれまでに以上に求められています。そのため、人材育成のための研修などには、これまでも増して十分ご配慮願いたいと思います。

本市は、経済的に非常に厳しい時代に直面しています。この局面を乗り切るためには、職員一人ひとりが行政を担っているという自覚と誇りを持つことが何よりも大事なことです。

事業の是非を始め、民間感覚のコスト意識や市民との協働意識を常に持って行政に臨んでいくよう、強く念願するものであります。

市民サービスを低下させないこと及び行政コストの削減を念頭に置いた今回の事務分掌条例の改正は、行政経営部、市民生活部といった新しい部が設置されていますので、市民への周知については万全を期するようお願い申し上げて、賛成といたします。

#### No.24 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、榊原杏子議員。

#### No.25 ○14番(榊原杏子議員)

議案第 78 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について、会派を代表して討論をいたします。

来年度から市役所の組織が変更されることに伴う条例改正であります。現状の組織で限界や不都合があり、組織改編が必要であることは理解できますので、議案には賛成の立場をとります。

ただ、一般質問でもいろいろと申し上げてまいりましたが、その進め方については大変残念な部分もありましたので、幾つか指摘と要望を加えて討論いたします。

まず、今回の機構改革はそもそも何のために行うのか、ビジョンや理念が余り伝わってまいりませんでした。効率的な組織、業務の集中化、市民ニーズに迅速、的確にこたえるなどの目的は、いつでもどこでも言われているような抽象的な文言で、それによって何を実現したいのかという意気込みが伝わってこないのです。

第5次行革に基づいて行われるということで、管理職のポストを減らす、少ない人数で仕事をこなすなど、人数のことばかり強調されているように思えますが、行革イコール削減ではなく、行政サービスの向上を目指すものであったはずです。

今抱えている問題点については素直に認め、組織をいじるとそれらが具体的にどのような解決するのか、何がよくなるのか、明確に説明をする必要があります。

4月までに少し整理をして、単なる数合わせではなく、改革のメリットが感じられるような

発表の仕方を工夫してくださるよう望みます。

次に、これまでの進め方については、以前の大規模な機構改革のときと比べると、スケジュールに余裕がなく、職員に対する意見聴取や説明も不十分に思えました。

組織を変えるときは、その理念から、業務分担のあり方、権限や責任の所在などを組織内の隅々まで浸透させることができなければ、ねらいどおりには動きません。

結局は、人の意識に左右されるところが大きく、枠組みを変えただけで自然に機能するわけではないのです。内部の混乱や不満は市民サービスの低下に直結します。

定額給付金で忙しかったなどの事情もあったようですが、もっと前から準備をしておくなり、逆に来年度にこだわらずに時間をかけるなりして、もう少し実際に働く人たちの理解を深める必要があったのではないかと、残念に思っています。

つくった組織をどう動かすか、それこそが行政経営であり、手腕が問われるところですので、かくなる上は4月のスタートまでと、それ以降についても、できる限り役割分担の周知と意志統一を図る努力をしていただきたいと思います。

さらに、一番残念だった点は、市民の意見を取り入れようという姿勢が見られなかったことです。

6年前の機構改革では、ほんの一部とはいえ、案の段階で職員以外の意見も聞く機会を設けました。2年前のときには、大きな改革ではないからと省略しました。

今回は、大きな改革であるにもかかわらず、全く職員だけの意見でまとめられてしまいました。

市民にとって、機構改革の影響は小さくありません。市民のニーズに的確にこたえるには、市民の声を聞くのが一番ですし、面倒がらずに市民を巻き込んで一緒に考えることで、中から見ているだけでは気づかない視点の意見が出て、もっとよい案になったかもしれません。

これについては、今後の機構改革のときにはくれぐれも、とお願いするしかありませんが、機構に限らず、常日ごろから意思決定の過程に市民の声を取り入れることを心がけていただきたいものです。

さて、内容については、統廃合、再編により1部5課7係が削減をされ、おのおのの分担が大きくなる格好になっています。

繁忙期に人の融通がききやすくなるなどの利点の反面、1人の担当業務が広くなり、理解が浅い職員が増える心配がありますので、窓口対応などで混乱を来さないように、各部署で十分に留意されるよう通達してください。

管理職の皆さんはマネジメント能力がより必要になるということですが、退職者が多く入れかわりがたくさん起こる中で、見合う人材が十分に確保できているのか、やや心配があります。

重要な業務が集中する行政経営部は言うまでもなく、ほかの部や課においても、責任の範囲が拡大する管理職については、人材をよく見極めて登用すると同時に、研修などのフ

オロも拡充していただくことを要望します。

内容を細かく見ていくと、1回前、2回前の改革で変更した点を今回またもとに戻すような部分が幾つもあり、これらは職員、市民の混乱を招きやすいので、特に十分な説明をしてください。

以上、たくさん申しましたが、今度の機構改革によって、これまでの弊害が取り除かれて組織が機能し、市民の利便性が向上することを心から願っております。

改革の名に恥じない成果を上げるよう、今後の努力に期待を込めて賛成の討論といたします。

#### No.26 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 78 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.27 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、議案第 78 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 79 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 79 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.28 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 79 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 80 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 80 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.29 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 80 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 81 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 81 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.30 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 81 号は委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 82 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。  
議案第 82 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.31 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 82 号は委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 83 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。  
初めに、近藤郁子議員。

**No.32 ○2番(近藤郁子議員)**

議案第 83 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第6号)について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論いたします。

補正予算増については、まず生活保護費の増と保健衛生費の予防費及び休日診療所運営費の増及び各福祉医療費の増は、経済不況の波をかぶった市民が予想以上であったことと、新型インフルエンザの猛威によるものであり、このような弱り目にたたり目というような厳しい社会情勢においては、いたし方のない補正増でしょう。

行政として、今後もより一層細やかな対応で、不安な状況から少しでも回避できるよう市民サービスに努めていただきたい。

次いで、商工費3の観光費の来年 450 年を迎える桶狭間古戦場まつりPR活動推進委託料の予算増については、県の緊急雇用創出事業費補助金 100%によるものであり、それは不況で仕事をなくした市民の一助にするものであります。

緊急に事業をつくるというより、緊急に雇用する先をつくるということであるなら、委託先に関しても、既成の業者に委託する前にまず広報等で市民直結の募集にするなど、雇用に向けて工夫いただきたい。

かつ今後、市の観光の目玉にしていきたい桶狭間古戦場の 450 年は、来年だけの特別な1年であるので、そのチャンスを逃さず、振興に努めていただきたい。

次に、全国瞬時警報システム整備工事は、全国普及はまだ 15.7%にとどまり、今回は県の一斉整備事業として県費補助事業である。

市内に整備するには2億円が必要であるが、目下の優先事業の耐震整備の終了後に

は、防災無線では対応しきれない警報システムの充実に向けて、今回の事業の効果が上がるよう要望いたします。

今回の補正では、予算減は人的異動や人事院勧告による人件費に係るものと、次いで国の子育て応援特別手当給付金事業廃止に係るものであり、今後も事務作業的にも変更されることが多々あると考えるが、職員の意識が下がることがないよう努力いただきたい。

全体から見ると、少額でも一般財源からの支出もあるので、さらにより精査いただくことを要望して討論といたします。

#### No.33 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、松山廣見議員。

#### No.34 ○13番(松山廣見議員)

議案第 83 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第6号)について、公明党市議団を代表して賛成討論をいたします。

この補正予算には、前回の補正で計上された第2次子育て応援特別手当が、国の政権交代により中止され、この補正予算で減額を余儀なくされており、非常に残念であります。

また、経済情勢の悪化に伴う緊急経済雇用対策事業が計上されておりますが、速やかな執行を期待するものであります。

特に保育事業においては、各保育園に空気清浄つき加湿器の配備が計上されており、新型インフルエンザ等の予防のため、早急に手配されるようお願いいたします。

また、国民健康保険特別会計への繰出金が9,600万円余計上されておりますが、この予算についても、今後とも新型インフルエンザによる医療費の増大が見込まれますので、この程度で済むのかどうか危惧するところです。

そのほか、心身障害者福祉費の補正は、いずれも障害のある人が社会に溶け込むための支援費であり、1人でも多くの障害のある方が自立できる社会の実現に向けて必要であると考えます。

同じく生活保護の扶助費等についても、国の施策によるものと、社会世相を反映して生活保護に至る件数の増加によるものであり、必要な予算であると思います。

このほか、いずれも人件費は緊急的なものであり、本補正予算に賛成し討論といたします。

#### No.35 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、山盛左千江議員。

#### No.36 ○15番(山盛左千江議員)

議案第 83 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算について、会派を代表して賛成の立場で討論いたしますが、気になる点、また残念な点、多々ありますので、指摘と要望を添えて討論をいたします。

まず、市債の発行と基金の積み立てについて申し上げます。

平成 22 年度の財源不足を補うために、臨時財政対策債 1 億 1,000 万円を増額し、財政調整基金に積み立てるという点です。

借金の前倒しによる損失額は 77 万円と答弁されました。損を承知でこうした方法をとる理由をただしたところ、その年の借金の額が返済を上回らない、プライマリーバランスを黒字に保つという市長のマニフェストがあり、本年度は借金を追加してもまだ黒字を保てるということで、来年のために借入れをするという説明がされました。

次年度も財源不足が予想され、多額の借金をすれば、この市長のマニフェストを破ることになりかねない。それが今回の補正の理由で借金の前倒しをするのであれば、到底市民の理解は得られません。

次年度の臨時財政対策債の限度額まで借金をしても、なお財政が立ち行かないほど逼迫しているから、前倒しで借金をするのであれば、77 万円の損失はいたし方ないと判断いたしますが、そうした明確な答弁もありませんでした。

説明不足と感じておりますが、巨額の借金ですから、理解を得るための説明努力は十分に尽くすべきだと指摘しておきます。

次に、安心こども基金を活用した地域子育て創生事業 460 万円余の補正について申し上げます。

保育園の草刈りや剪定などの維持管理用備品など、またインフルエンザ対策として空気清浄つき加湿器を購入するための補正です。

業務については、子ども見守り隊の無償ボランティアと、緊急雇用の委託業者にお願いするとのことでした。

高額な備品を購入しても、緊急雇用も、国庫補助は期限つきでありますので、たちまち無償のボランティアに依存することになってしまいます。

学校には用務員さんが配置されており、これまで保育園に同様の人がつけられていなかったことが問題ではないかと、今さらながら気づくところです。

危険を伴う作業があるということ、事業の継続性の点からも、緊急雇用の補助が切れた後、安定的な人の雇用を考えておくべきだと指摘しておきます。

もう一点、備品の購入の財源である、安心こども基金について申し上げます。

愛知県には、100 億円を超えるこの基金が国から配分されています。単純に県内の自治体数で割れば、1 自治体に 1 億 7,000 万円ほど分配されることとなります。

今回の補正では備品の購入に終わりましたが、そもそもこの基金は「新待機児ゼロ作戦」と国が称して設置されたものです。

放課後児童クラブの設置促進事業や、一般質問で指摘しました保育ママの改修工事も

対象事業に上げられております。魅力的な基金の活用に努力されるよう求めます。

次に、生活保護費 2,600 万円余の補正増について申し上げます。

新政権により復活された母子加算と、自公政権が母子加算廃止の批判をかわすためにつくった教育扶助費を新政権が継続したことにより、子どもの貧困が少しは解消されるのではと、ほっとしております。

しかし、当初予算で生活保護費を低く抑えたこともあり、今回の補正額ではその不足分の補充でほとんどを消化してしまいます。

年明け以降、新たに受け付けできる人数は、教育扶助費で小学生、中学生、各1名ずつ、高校生についてはゼロ、住宅扶助費は3名と、大変少ない状態になっております。

景気回復の遅れから二番底が来るのではと言われております。月平均2~3件の新規申請があるとの答弁からも、3月末までこの補正でもつのだらうか、見通しの甘さに不安を感じます。

補正を使い果たしたときには、予備費を活用してでも生活保護をしっかりと受け付けをし、決して水際作戦を行わないよう求めておきます。

最後に、新型インフルエンザワクチン接種助成金 5,100 万円について申し上げます。

これは、生活保護や非課税世帯で優先接種者となっている方が、経済的理由で接種ができないことを避けるために、その費用を助成する補正です。

しかし、本市は、2回の接種で必要となる 6,150 円をいったん窓口で自己負担をし、後に返還するという償還払い方式をとることになりました。助成の目的に照らし、この方法は適さないと考えます。

償還払いにした理由は、医療機関が窓口で保険証などの確認が大変だからということで、医療機関と相談して決めたと答弁されました。まるで医療機関の無理解、非協力が理由だと言わんばかりでした。

医療機関には、市民の福祉の向上や健康保持のために社会的協力をする使命があると考えます。

県内の6割の自治体が窓口負担なしで接種できるようにしているのに、当局の説明不足、努力不足だと思います。

助成に対する補正は必要なものなので賛成はいたしますけれども、この方法には配慮不足と言わざるを得ません。

その他についても、それぞれ必要な補正と認め賛成の立場をとりますが、ただいま討論でいろいろ申し上げましたことについて、適正な執行をされますよう、また今後の注意事項として十分配慮されることに期待を込めまして、賛成討論を終わります。

No.37 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.38 ○22番(前山美恵子議員)

議案第 83 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論をいたします。

まず1点目として、各課で減額されております人件費は、人事院勧告に従って給与の引き下げ関連が計上されたものであります。これについては、歓迎できるものでないことを申し上げておきます。

次に、扶助事業については、18 歳以下の子どもを養育するひとり親家庭に加算されていた母子加算は、2005 年から段階的に廃止され、この3月に全廃されていましたが、市民の運動もあり、政権交代と相まって、この 12 月から3月までではありますが、復活し、今回の増額補正であります。

また、母子加算復活と引きかえに、高校等就学費や学習支援費が削減、廃止の対象とされておりましたが、これも国民からの強い批判もあり見送られ、今までと同様、重複して受給できることになりました。この間、つらい思いをしてきた母子家庭には励みになるものであります。

ただ、4月以降の母子加算や支援費がどうなるかわからず、来年度の継続と、これに加えて高齢加算の復活を願わずにはいられません。ぜひとも国に働きかけをお願いするものであります。

3点目として、新型インフルエンザワクチン接種費用助成金の計上であり、我が党は 10 月に公費負担にするよう申し入れをしてまいりました。

とりあえず、生活保護者や住民税非課税者には公費負担となりました。その増額補正については賛成をするものです。

しかし、国内で持病がある人などの死者が発生しており、ワクチン接種が必要な人に費用負担の心配がかからないように、公費負担や助成制度などの対策が必要かと思いません。

4点目として、厳しい財政運営の中、一般会計より国保会計への繰り出しを努力していただいた点です。

長期の不況で、国保の加入者も年金生活者や無職者が増加しており、これ以上の税負担は耐えられません。引き上げを抑えるための繰り出しは評価をしたいと思います。

5点目として、全国瞬時警報システム整備事業についてであります。

地震や大雨、津波などの災害で被害が予想される場合に、瞬時に警報するシステムの整備率が全国で 15.7%と低いことから、国からの交付金で全国に警報システムの工事費用が出されました。

これ自体、否定をするものではありませんが、この警報システムは、内閣府から有事のときにも利用できるシステムが内包されているわけでありです。既に国民保護法やその計画がつくられております。

内閣府は、日本が他国から武力攻撃を受けそうだと予測したとき、弾道ミサイルや大規

模テロなどの攻撃警報を伝達することになるでしょう。

人工衛星とインターネットを通じて流される情報は、本市の場合は市本庁舎内にとどまりますが、他の自治体では地域や家庭にまで流されることになります。

よって、このシステムを利用し、時の権力によって先制攻撃と軍拡の世論づくりが推進されるようになるのではないかと危惧するところであり、このようなことが遠い将来起きないことを願うばかりであります。

ということで、以上5点にわたり指摘、要望をして、賛成討論いたします。

#### No.39 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、杉浦光男議員。

#### No.40 ○6番(杉浦光男議員)

平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第6号)について、黎明を代表して賛成の立場で討論いたします。

当局が知恵を出して考えられたと、私を感じたというか、認めたところを中心に述べます。

歳入 20 款の市債、いわゆる借り入れの臨時財政対策債を1億 1,000 万円増額した点、その市債を主にして、歳出 13 款、諸支出金の財政調整基金の積立金を1億 9,486 万円とした点であります。

財政調整基金について言えば、20 年度の残額が4億 4,000 万円でしたが、それを 21 年度に3億 7,000 万円取り崩していますので、基金の残はわずかであります。

今回の補正は、22 年度予算に向けてより健全な財政を目指す上から、的確性あるものと考えます。

逆に、これらの補正なしとすると、税收減、基金はほとんどなしということで、22 年度の予算編成は、市民のニーズにこたえるという視点からすると、非常に困難というか、非常に苦しい立場が出てくるのではないかというふうに私は考えます。

やや雑駁ですがけれども、雑駁と申しますのは、わからない点がまだありますので雑駁になりますが、私の試算によりますと、税收減、それから基金なし、それから税收減による地方交付税を交付されたとして、それらを相殺しましても、4億円くらいの全体の収入減になるのではなかろうかと思えます。

これをカバーするのが、今回の補正による基金の積み増しであろうかと思えます。やはりここ2~3年が市当局にとってかなり勝負の年ではないかと思えます。

義務的な経費である人件費は、かなりの退職者がみえますので義務的経費は減ってまいります。

それから、耐震もかなりいいところへ来ていますので、これも頑張れば、耐震を十分にやって、その後、耐震に使ったお金がほかに使えるということになるわけですので、本

当が一番えらいのはここ2～3年でなかろうかというふうに思います。当局が工夫、知恵を出し合って頑張っていたきたい。

私が今これを申し上げたのは、自分の家庭とあわせて、どうやって財政をやりくりするかというふうに考えたときに、この点を申し上げておくのがいいじゃないかということで、賛成の討論といたしました。

以上です。

#### No.41 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 83 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.42 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 83 号は各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 84 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 84 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.43 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 84 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 85 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 85 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.44 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 85 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 86 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 86 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.45 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 86 号は委員長報告のとおり可決されました。  
以上で、日程2を終わります。  
ここで、10 分間休憩といたします。

午前11時15分休憩

午前11時26分再開

#### No.46 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

請願第1号及び請願第2号の2件の請願を一括議題といたします。

厚生常任委員会及び経済建設常任委員会に付託しておりました請願2件について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について、それぞれ各委員長より報告を願います。

初めに毛受明宏厚生常任委員長より、登壇にて報告を願います。

#### No.47 ○厚生常任委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、厚生常任委員会に付託されました請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願について、審査経過と審査結果をご報告いたします。

去る12月10日午前10時より開催されました厚生常任委員会において、付託議案の審査終了後に本請願を審査いたしました。

理事者による状況等の説明は特になく、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論としては、改悪な制度であるとは思っていない。

財政の厳しい中での対応は無理。

拡充は今後の財政状況を見てからの不採択の討論がありました。

次に、生活が苦しい、市がカバーし、国への働きかけが必要であるので、採択することに賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、請願第1号は賛成少数により不採択にすべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました請願第1号の審査経過と結果についての報告を終わります。

**No.48 ○議長(坂下勝保議員)**

ご苦労さまでした。

続いて三浦桂司経済建設常任委員長より、登壇にて報告を願います。

**No.49 ○経済建設常任委員長(三浦桂司議員)**

議長のご指名を受けましたので、経済建設常任委員会に付託されました請願第2号の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る12月11日午前10時より開催されました経済建設常任委員会において、付託議案の審査終了後に、委員全員と関係職員の出席のもと、請願第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願についてを審査いたしました。

理事者より、産業振興課所管の消費生活相談による多重債務相談件数は、20年度6件、21年度11月末現在で3件、市民協働課所管の多重債務相談件数は、20年度20件、21年度11月末現在で11件でありますとの状況説明がありました。

理事者の状況説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論として、各自治体に同じ趣旨の請願が提出されている。多重債務問題解決に向けて、国に動いていただきたいので採択に賛成する。

国に見直し議論があるが、中小企業等で資金繰りに困る人もいるが、現にサラ金などで借りて困っている人もいる。多重債務問題解決のためにも採択に賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、請願第2号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で、経済建設常任委員会に付託されました請願第2号の審査経過と結果について報告を終わります。

**No.50 ○議長(坂下勝保議員)**

ご苦労さまでした。

以上で、委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.51 ○議長(坂下勝保議員)**

以上で、委員長報告に対する質疑を終結し討論・採決に入ります。

初めに、請願第1号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

#### No.52 ○22番(前山美恵子議員)

請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願に、採択の立場で討論をいたします。

請願の内容は多岐にわたっておりますが、失業や倒産、生活を圧迫する増税や各種負担増のもとで貧富の差が広がり、多くの住民が苦しい思いをしながら生活をしている昨今であります。

特にそのしわ寄せを受けているのが、子どもや高齢者、障害者など社会的弱者であり、ここに集中してひずみが出ていることも事実であります。

例えば子どもの貧困問題では、我が党も議会で取り上げておりますが、親のリストラの影響で、医療が必要でも、子どもが親の家計のことを考えて医療を拒む児童や生徒がいるという報道もあります。こんなとき、子どもの医療費が中学校卒業まで無料であったならと思うところであります。

このことを含め、社会的に弱い立場の人々が安心して暮らせる社会にするためにも、この請願に掲げられている施策を充実させ、憲法第25条を生かしたまちづくりをしていくことが大切であると考えますので、この請願に皆様の賛同をお願いするものであります。

以上です。

#### No.53 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第1号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、請願第1号についてお諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.54 ○議長(坂下勝保議員)

賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択と決しました。

続いて、請願第2号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

請願第2号に係る委員長の報告は採択であります。

本請願は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.55 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択と決しました。

以上で、日程3を終わります。

日程4、意見書案第6号を議題といたします。

意見書案第6号について、提出者より提案理由の説明を求めます。

三浦桂司議員、登壇にて説明をお願いします。

#### No.56 ○3番(三浦桂司議員)

議長よりご指名がありましたので、意見書案第6号について提案説明を行います。

朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

意見書案第6号を朗読いたします。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書。

経済・生活苦での自殺者が年間 7,000 人に達し、自己破産者も 18 万人を超え、多重債務者が 200 万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、平成 18 年 12 月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、多重債務問題改善プログラムを策定して、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、確実にその成果をあげつつある。

一方、昨今の経済危機や一部商エローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを理由として、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める声がある。

しかしながら、改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、これまでの成果を無にするばかりでなく、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。

よって、本市議会は国に対し、地方消費者行政の充実及び多重債務問題の解決が喫緊の課題であることを踏まえ、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保する など相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小企業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

提出先 内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣(金融)

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 殿

愛知県豊明市議会議長 坂下勝保

以上であります。

この意見書案につきまして、議員全員の賛同をお願いして、説明を終わります。

**No.57 ○議長(坂下勝保議員)**

ご苦労さまでした。

以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま、議題となっております案件は意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

意見書案第6号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.58 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.59 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、日程4を終わります。

ここで、議事の都合により、暫時休憩といたします。

午前11時41分休憩

午後1時16分再開

**No.60 ○議長(坂下勝保議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議員提出議案第1号が提出され、その取り扱いについて議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

山田英明議会運営委員長。

#### No.61 ○議会運営委員長(山田英明議員)

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

先ほど休憩中に開催いたしました議会運営委員会において、お手元に配付されておりますとおり、議員提出議案第1号の提出がありましたので、その取り扱いについて協議をした結果、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることいたしました。

なお、議員提出議案の取り扱いにつきましては、提出者の提案説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うこといたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.62 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま、報告されましたとおり、議員提出議案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.63 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

榊原杏子議員、登壇にて説明をお願いします。

#### No.64 ○14番(榊原杏子議員)

それでは、議員提出議案第1号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、私たち議員が市の附属機関等の委員を兼ねている場合に、その職としての報酬を支給しないようにするために、条例改正の必要があるからであります。

1枚めくっていただきまして、内容の説明をいたします。

この条例の中には、数多くの非常勤特別職についての報酬等が定めてありますが、その中には議員が構成員となっているものも多く存在をしています。

市の附属機関等に議員が委員として任命されている場合は、委員会への出席は議員活動の一部であるので、議員報酬に加えて附属機関の委員としての報酬を受け取るのは、

二重取りになっておかしいのではないかとのお考え方が全国的に広まりつつあり、重複支給の禁止を条例にうたう自治体が10年ほど前から続々と増えてきております。

私自身も、かつて都市計画審議会の委員を務めさせていただいたときに、会議の都度渡される報酬に対して、違和感と戸惑いを覚えたものです。皆様の中にも同じような思いをされた方がいらっしゃるでしょう。

それに、例えば当市の防災会議の委員では、企業から来ている方で、仕事の一環であるからと報酬を辞退されるケースもあるとお聞きをしています。

しかし、議員の場合は、広く知られているとおり、報酬の辞退は公職選挙法の寄附の禁止に抵触するおそれがありますので、おのおのの判断で受取拒否をすることができません。

したがって、議員がこれらの報酬を受け取らなくてよいようにするためには、市の条例のほうに、議員には支給しないと定める必要があります。

地方自治法第203条の2には、「自治体は非常勤特別職などに報酬を支給しなくてはならない」というような内容がありますが、ここの2項には「前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」との文言があり、地方自治法の解説書では「議員としての活動と委員会委員としての活動が重複することとなる場合においては、報酬が重複支給されることのないように、必要な調整措置規定を報酬条例中に設けておくべきものと思われる」などの記述が見られるとおり、条例に措置をすれば重複支給を排除できるという解釈で、多くの自治体がこのような改正を行ってきている経緯があります。

当市においても、同様に報酬条例の中で対応すべく改正案をつくらせていただきました。具体的には、この条例の第2条に1項をつけ加えます。

第2条は、特別職の職員に別表のとおり報酬を支給する内容ですが、この2項には、常勤の職員がこれらの職を兼ねた場合には報酬を支給しない旨が記されています。

改正案では、この2項の次に3項として、本文の上から4行目にありますとおり、「議会の議員が次に掲げる職を兼ねるときは、その兼ねる職に対する報酬は支給しない」といたしまして、括弧内の1号から8号の8種類の委員の名称を列記してあります。

8種類の委員につきましては、条例で定めてあるもののうち附属機関等に該当し、現在議員が任命されているもの及び議員が任命されることになっているものを抽出したものです。

すべてが1回当たり7,200円、4時間以内に終わった場合は5,000円という報酬の職となっています。

ちなみに、これらの職についている議員に対して支払われる報酬の総額は、年によって審議会等の開催状況が違いますのでばらつきはありますが、年間10万円から20万円程度になります。

総合計画審議会が開かれる年においては、委員の数も回数も多いため、50万円を超え

ていました。

ボールペン1本、切手1枚も節減に努める時代ですから、重複支給をやめることによる削減効果も、そう大きくないとはいえ、無視できるものでもありません。

附則につきましては、施行期日を来年の4月1日からと定めるものです。

なお、作成に当たりましては、既に改正済みの他の市町の条例などを調べましたが、大変多くの事例が見つかり、参考になると同時に時代の潮流を感じました。

これまでに他の会派の複数の議員の方からも、重複支給はやめるべきだというご意見をお聞きしたこともあり、趣旨については皆様のご理解をいただけるものと思っております。

全員のご賛同をご期待申し上げまして、提案説明を終わります。

#### No.65 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で、提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.66 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は議員提出議案でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.67 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

伊藤 清議員。

#### No.68 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、議員提出議案第1号に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

まず、議会選出の各種審議会等に関しまして、私が1期のころに、その議会選出の委員のことについては随分議論をいたしまして、当時、議会選出の委員については大幅に削減をいたしております。

その折に、報酬についても二重支給ではないかという議論の中で、廃止ということも含めて検討してまいりましたが、問題になりますのは、上位法であります地方自治法にあります。

地方自治法の第203条におきましては、普通地方公共団体においては、議員に対しては報酬を支払わなければならないとまず定めております。

第203条の2につきましては、同じく普通地方公共団体については、委員会、審議会等の各委員に対して報酬を支給しなければならないと定めている。そこがネックになったわけでありませう。

ただいま提案者よりも、第203条の2の2項において「前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合はこの限りでない」ということの解釈において、「条例で特別の定めをした場合はこの限りでない」ということを、報酬を支給しなければならないということに対して、「この限りでない」という解釈がございましたけれども、私どもは「条例で特別の定めをした場合はこの限りでない」ということについては、この2項の中の「勤務日数に応じてこれを支給する」ということに対して、「条例で特別の定めをした場合はこの限りでない」というふうに解釈をいたしているものでございます。

いずれにしましても、二重取りじゃないかというご批判については真摯に受けとめるところでございますし、当然趣旨については理解をしますが、このことについては、まず上位法であります地方自治法の改正を見て、その上で条例改正というのが本筋であるというふうに思いますので、現段階においては、これについては上位法に触れるおそれがあるということで反対とさせていただきます。

以上。

#### No.69 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

中村定志議員。

#### No.70 ○5番(中村定志議員)

それでは、黎明を代表いたしまして、議員提出議案第1号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、反対の立場で討論いたします。

まず、今言われました地方自治法、上位法との問題があります。

私個人的には、豊明市から議員報酬をいただいておりますので、非常勤の委員を兼ねてまたその報酬をいただくというのはいかがなものかと思っておりますし、この中身に関しては賛成の立場にあります。

しかし、この議案は、今日、会期終了間際に突然提出をされました。今日のお昼前に初めて聞かれた議員の皆さんがほとんどだと思います。

確かに現在、会期中ですから議案を提出することはできます。しかし、豊明市議会運営に関する申し合わせ事項の中に、議員提出議案、意見書等の提案に関することは、会派

会議の協議事項とうたわれております。

これは、重要な議案が会期終了間際に出されても、議会で十分審議することができないことを防ぐためであります。今回も全く審議をされておられません。先人がつくり上げてきた申し合わせというルールをほごにするなら、何でもありの議会になってしまいます。

また、10年ほど前に、これはお聞きしたのですが、この附属機関への議員派遣の人数を大幅に減らしたということがあったと聞いておりますが、そのときの経緯はどうだったのか。

また、ある団体から委員として派遣され、その人の立場が議員だったらどうなるのか。

それから、愛知県議会議員も充て職で入っておりますが、この条文にありますように、議会の議員とうたってありますので、確かにこの8つの縛りはありますが、どうなるのか。もっと十分に審議をしなければならぬと考えております。

よって、この議員提出議案第1号は、今回は時期尚早ということで反対といたします。

#### No.71 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

#### No.72 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議員提出議案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.73 ○議長(坂下勝保議員)

賛成少数であります。よって、議員提出議案第1号は否決されました。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

(議長の声あり)

#### No.74 ○議長(坂下勝保議員)

伊藤 清議員。

#### No.75 ○16番(伊藤 清議員)

意見書案の提出を準備したいと思っておりますので、暫時休憩を願いたいと思っております。

よろしく願いいたします。

#### No.76 ○議長(坂下勝保議員)

ただいまの動議について、文書で提出を願うため、暫時休憩といたします。

午後1時31分休憩

午後3時3分再開

**No.77 ○議長(坂下勝保議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中にお手元に配付いたしましたとおり、意見書案第7号が追加提案され、その取り扱いについて議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

山田英明議会運営委員長。

**No.78 ○議会運営委員長(山田英明議員)**

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

先ほど休憩中に開催いたしました議会運営委員会において、お手元に配付されておりますとおり、意見書案第7号の提出がありましたので、その取り扱いについて協議をした結果、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

なお、意見書案の取り扱いにつきましては、提出者の提案説明の後、質疑及び委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

**No.79 ○議長(坂下勝保議員)**

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま、報告されましたとおり、意見書案第7号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.80 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第7号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

堀田勝司議員、登壇にて説明を願います。

**No.81 ○18番(堀田勝司議員)**

地方議会議員年金制度に関する意見書の提案理由の説明をさせていただきます。  
案を読み上げて提案理由のかわりにさせていただきます。

地方議会議員年金制度に関する意見書。

市町村議会議員の年金財政は、平成の大合併の大規模かつ急速な進展による議員数の減少と受給者数の増加等により急速に悪化し、平成14年度及び平成18年度の二度にわたり自助努力の限界ともいえる大幅な掛金の引上げと給付の引下げが行われたが、国の責任において措置すべき合併特例法の規定に基づく激変緩和措置が不十分であったことから、平成23年度には積立金が枯渇し、破たんが確実視されている。

このような中、本年11月に開催された国の検討会において、またしても掛金の引上げ、給付の引下げを基本とし、現役の議員、議員退職者及びその遺族に対し安易に負担を強制する見直し案が提示された。

この見直し案については、議員の負担が既に限界にあることや、年金が受給者の生活基盤に必要不可欠な存在となっていることなどが考慮されておらず、断じて受け入れられるものではない。これ以上の掛金の引上げ、給付の引下げは行うべきではなく、市町村合併の影響による年金の財源不足については、国の責任においてすべて措置すべきである。

よって、本市議会は国に対し、地方議会議員年金制度の将来のあり方について、早期に結論を出すことを強く求める。

また、制度自体を廃止する場合は、納めた額の全額返還を求めるとともに、存続する場合には、強制加入ではなく任意にすることとし、さらに公的年金一元化の観点から、他の公的年金との統合も視野に入れた検討を進められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

提出先 内閣総理大臣

総務大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 坂下勝保

議員皆様の賛同をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

#### No.82 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

本案は意見書案でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

意見書案第7号について討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

#### No.83 ○22番(前山美恵子議員)

この意見書案について反対の討論をいたします。

ここに書かれております前段の部分については、確かに国の責任できっちりと保障をすべき、措置をすべきであるということは私も同感でありますし、この間の市町村合併によって、議員年金の財源が枯渇されたということも確かであります。

しかし、議員の方々が専門的に活動されることを考えますと、廃止をすべきではないし、そして、ここの下段に書かれておりますように、早期に結論を出すということは今は考えず、中長期的に考えていったほうが、検討をしていったほうが、というか、検討をすることが必要であると思います。

それと、ここの中に書かれております、強制加入でなく任意となりますと、これは確実に議員年金制度は崩壊していくであろうということ。

それから、公的年金一元化といいますと、共済も含まれて一元化をされるわけですので、議員年金制度がこれに統合するということは、国民の合意が得られるかどうか、ここのところもはなはだちょっと疑問であります。

ですから、まずは早期に結論を出すということではなく、中長期的に検討をするように国に働きかけるべきではないかということで、この意見書案については反対をいたします。

#### No.84 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

#### No.85 ○15番(山盛左千江議員)

市政改革の会を代表いたしまして、反対討論をいたします。

年金制度の意見書について、まずこの意見書を提出するに当たっては、11月30日の会派会議におきまして、一応意見書の締め切り日となっております。

そのときに、間に合わないけれども、まだ出すかもしれないと、そんなような意見が最大会派の幹事長からあったように記録に残っております。

そのときに、締め切りに間に合わないけれども、その場合は各会派に内容を説明に回ると、ある意味、そういう条件をつけて、締め切り日を超えても出してもいいことにしようじゃないかと、そんな話がありましたが、残念ながら、会派のほうにはそういった説明が今に至ってもございませんでした。

緊急性があれば、特例でもって議員からの意見…。

(発言する者あり)

No.86 ○15番(山盛左千江議員)

静かにしてください。

議員が意見書を提出することについては疑義がありませんけれども…。

No.87 ○議長(坂下勝保議員)

討論でありますので、意見書案についての討論をお願いします。

No.88 ○15番(山盛左千江議員)

意見書案の提出手続のことについても触れさせていただきたいので、よろしくお願いたします。

そのように感じております。

では、中身のほうに入ってまいりますけれども、まず、先ほど前山議員も言われましたけれども、公的年金、議員年金も公的年金でありますけれども、これを選択性にするということが、年金制度という中で可能であるかどうか、それが確認することができておりません。強制加入でなくて任意加入ということは、公的年金にとってできるのか、法的に可能であるかどうかということが確認がとれていないということ。

それから、市議会議長会の案というものが、先の全員協議会で全議員に配られました。ここに示されている、当市の議長も入っていらっしゃる市議会議長会ですけれども、ここに掲げられている本会の案というものと、今回示されました意見書の内容が違っております。

なぜ違う案になっているのか、議長会と違う案を提案される、そのことについても十分な説明もなく、また中身を精査することもできないような状況にあります。

さらに、この中に示されております、議員年金を廃止する場合は、公的な負担が急増するというような見解も既に示されておりますので、廃止をすれば大きな負担、税金の投入が必要になってくるということ。

それから、これから議員になろうという方にさまざまな影響が生じてくること。

それから、今申し上げましたように、公的年金との一元化についても不明な点がある。どういうことをイメージしていらっしゃるのか、つかみ切れないこと。

さまざまな問題が私たちの中には残っておりますので、よくわからない意見書。

本来、意見書というのは、私たち議会がこういうことをやってください、こういう方針で進んでくださいというふうに、ある一定の意思表示を持って国に上げていくのが意見書であるというふうに解釈しております。

ここでは、これ以上の掛金を上げてみだめ、給付金を下げてもだめ、財源不足は国の責任において措置するべきである。

で、もしも廃止する場合はこうしなさい、そうでなければ強制加入を任意にしてもいい、公

的年金の一元化もいい、あれもどれもこれもいいと、いろいろいっぱい選択肢が書かれていまして、どういう考えで早期に結論を出させたいのか、その意思を感じる事ができませんでした。

ということで、ここに私たちの名前を賛成として連ねることはとてもできかねますので、反対といたします。

#### No.89 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

#### No.90 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、意見書案第7号に対しまして賛成の立場で討論をいたします。

まず問題は、この文章にもありますとおり、平成 23 年度には地方議会議員年金制度の財源が枯渇するという問題であります。

総務省に設置をされました検討会において種々議論がなされておりますけれども、現在、存続案のA案、B案、さらに廃止案と、3案が出されて検討されております。

12月21日には結審を迎えるようでありますけれども、まず存続させる場合においては、この意見書案にもありますとおり、掛金の引き上げ、さらには給付の引き下げと、これが基本になっておりますが、それだけではとても賄い切れず、公費の負担分、税金の投入分を引き上げる。

これを未来永劫、この制度を続けていくということになれば、今以上に個人の掛金はもとより、税金による公費負担分が増大していくということが明確になっております。

今、民主党が公的年金の一元化ということをおられますけれども、私たち議員に関して言えば、議員年金も公的年金であります。1国民1年金の視点からすると、私ども議員は、地方議員を12年やるだけで1国民2年金になってしまうと、そうした矛盾もありません。

何よりも現在、本市においても、この議員年金のために公費が年間1,700万円投入されているという現実がございます。1国民2年金のために税負担が1,700万円と、これについては、とても市民の理解は得られないだろうという判断に至ったものであります。

廃止する場合におきましては、やはりそれぞれが老後のために納めたものでありますので、やはり返還については全額にしていただく。このことによって一時的に国の財政支出が大きくなる、それは承知をしておりますけれども、この議員年金制度を存続させることによる負担のほうはるかに今後多いだろうと、そうしたことにおいて、市民の理解を得る上で、やはりこの議員年金制度というのは廃止が必要ではないか。

もし存続をさせるということであるならば、他の公的年金と、今の政権与党が言っております公的年金の一元化、それを視野に入れて検討を進めるべきであるというふうに思います。

す。

現行の議員年金制度単体での存続、それに対する公的資金、税金の投入、これを考えたときには、やはり廃止もしくは一元化という選択肢しか市民の理解は得られないだろうということで、本意見書に対しては賛成の立場で討論をさせていただきます。

以上。

#### No.91 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第7号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.92 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、意見書案第7号は可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

なお、今期定例会の会議録署名議員として、15番 山盛左千江議員を追加指名いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

#### No.93 ○市長(相羽英勝君)

議長からご指名をいただきましたので、平成21年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案をさせていただきました全議案をすべて可決、ご承認を賜りました。本当にありがとうございました。

また、議案審議を通じましていろいろなご意見、ご提言等、そういうものにつきましては、今後の市政遂行の中で検討、活用をさせていただきたいと、こういうように思っているわけでありです。

さて今年は、前年からの世界同時不況というようなことも伴いまして、国内の景気と市場経済に大きな打撃を受ける年になりました。

そういう意味において、日本の経済はどん底状態で迎えたと言っても過言ではないというふうにも思っております。

したがって、好調を続けておりましたトヨタ自動車も、71年ぶりに営業赤字というような形になったわけでありです。

このような状況の中、海外ではオバマ大統領の誕生、あるいはGMの破綻、インフルエ

ンザの大感染、あるいはスマトラの大地震等。

また国内におきましては、定額給付金の支給、あるいはWBCで2連覇、上場企業等々の赤字会社が続出、完全失業率につきましても史上最大というようになったわけでありませう。

そういう中での政権交代、3党連立鳩山政権誕生というようなこともございました。

また、本市においては台風18号の上陸、あるいは国際収支の面では、14年ぶりの円高と、いろいろ課題山積の年でありました。

このような逆風の中でありましたけれども、市政は、市議会議員の皆さんのご協力によって、南部地区の懸案でございました消防署の南部出張所の開所、開設、稼働、それから下水道料金の改定、教育施設の耐震化の促進、年度末にはようやく53%というようなことでございます。

さらに、妊婦健診の無料回数の拡大、小規模子育て支援センターの開設、あるいは教育面では、特別教育支援員の小中全校の配置等々を取り組んでまいりました。

さらに、市民主役の豊明まつりも皆さんのおかげで定着化を図ってこられた。

そういう意味では、今年1年は不安と期待が交錯する1年であったかと、こんなふうに思っております。

今年もあと2週間と、こういうことになりました。これからは寒さも一段と厳しさを増す中、年末年始を迎えるということになります。大変お忙しいとは存じますが、市民の皆様あるいは議員各位におかれましても、健康に十分ご留意をいただきまして、皆さんこそって元気に平成22年の新春をお迎えになりますよう祈念を申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

この1年、大変お世話になりました。ありがとうございました。

#### No.94 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

本年最後の定例会を閉会するに当たりまして、議員各位のご協力に心から感謝を申し上げます。

また、迎えます平成22年が、本市にとってもよりよい年になりますように、あわせて皆様方のご多幸をご祈念申し上げまして、平成21年豊明市議会第4回定例会を閉会いたします。

午後3時18分閉会

